

令和 2 年度脱炭素経営に係る普及啓発及び中小企業等
の中長期排出削減目標設定等委託業務
民間競争入札実施要項（案）

令和●年●月

環境省

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項.....	3
2. 実施期間に関する事項.....	5
3. 入札参加資格に関する事項.....	5
4. 入札に参加する者の募集に関する事項.....	6
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項.....	7
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項.....	8
7. 民間事業者が、使用できる国有財産に関する事項.....	7
8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項.....	8
9. 民間事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項.....	12
10. 対象公共サービスの評価（法第7条第8項に規定する評価）に関する事項.....	13
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項.....	14
別紙1 ... 仕様書	
別紙2 ... 提案書類	
別紙3 ... 評価項目一覧表	
別紙4 ... 従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	

脱炭素経営に係る普及啓発及び中小企業等の中長期排出削減目標設定等委託業務

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、環境省は、公共サービス改革基本方針（平成30年7月10日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定されたサプライチェーンにおける温室効果ガス排出量¹等算定方法調査業務（脱炭素経営に係る普及啓発及び中小企業等の中長期排出削減目標設定等委託業務）（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

（1）本業務の目的

パリ協定において、企業等の非政府主体における排出削減が求められたことを契機に、国際企業はSBT（Science Based Targets）やRE100等の国際イニシアティブへのコミットを続々表明しており、企業はサプライチェーン全体での削減取組み、脱炭素経営を行うことが求められるようになっていく。

本委託業務では、SBTやRE100等の企業の中長期的な脱炭素目標、再エネ導入の目標設定の取組みを支援するため、SBTやRE100についての基礎的な説明資料や、フォーラムの開催を通して先進的な取組みを行う企業等について普及啓発、脱炭素経営を行う企業や再エネ関連企業とで情報協を行うネットワークの運営等を行うものである。

また、SBT等は大企業が中心となっている取組であるが、サプライチェーン全体での脱炭素化を目指す取組みであることから中小企業も対応が必要であるため、これら中小企業への脱炭素経営の普及も重要である。そのため、中小企業等を対象として脱炭素経営に係る個社別のコンサルテーション等の支援を実施し、中小企業等への脱炭素経営を敷衍するとともに、中小企業等が脱炭素経営を行う際の課題等についての知見を集積するものである。

本委託業務は、全て環境省担当官と協議しつつ実施するものとし、また、環境省等の他の関連事業と密接に連携・協力しつつ実施すること。また、企業の脱炭素経営を促すために有効なアプローチの考え方・創意工夫点を提案すること。なお、SBTやRE100に関する基礎情報をWEBサイト「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」に掲載されているため、これらを参照しつつ提案及び業務を実施すること。

（2）本業務の概要

- ・ SBTやRE100等の基礎的な説明資料の更新等の支援
- ・ SBTやRE100等の企業向け大規模公開フォーラムの開催

¹原料調達・製造・物流・販売・廃棄等、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量。

- ・「脱炭素経営促進ネットワーク」の運営等の支援
- ・中小企業等の中長期排出削減目標設定等の支援

詳細は仕様書（別紙１）のとおり。

（３）確保されるべき対象公共サービスの質及び水準

本業務を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。

環境省と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。ただし、事業者の責に帰すべき事由によらずに目標を達成できない場合はこの限りではない。

- ・ SBT や RE100 等の基礎的な説明資料の更新等の支援

SBT、RE100 等に関する以下に掲げる基礎的な情報や最新の情報を収集し、資料（別添１）を基に基礎的な説明資料を作成し、１か月に２回程度を目安に情報を更新する。

- ・ SBT や RE100 等の企業向け大規模公開フォーラムの開催

SBT や RE100 への取組目標を策定している、または策定意欲のある企業を対象とし脱炭素化に向けた世界及び我が国の最新動向について理解を深め、取組の進捗状況の共有、課題の整理、情報交換を行うための 400 名程度の環境省主催のフォーラムが円滑に開催できるように支援すること。

- ・「脱炭素経営促進ネットワーク」の運営等の支援

脱炭素経営促進ネットワークの運営を事務局として行うとともに、ネットワークの合同勉強会の開催にかかる支援を行うこと。

- ・ 中小企業等の中長期排出削減目標設定等の支援

20 社程度の中小企業等に対して、SBT 水準の中長期の削減目標を設定するのを個社別のコンサルティング支援を通して支援を実施すること。

（４）契約の形態及び支払

① 契約の形態は、委託契約とする。

② 民間事業者が 1.（２）に掲げる業務を完了したときは、環境省は当該業務の完了を確認するための検査を行った上で、委託契約に基づき民間事業者が実施する本業務の経費として、あらかじめ委託契約により約定された額を超えない範囲内で委託業務に要する費用を民間事業者の請求に基づき、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

③ 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、（ア）から（ウ）に該当する場合には環境省が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

（ア）本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

（イ）消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

（ウ）上記（ア）及び（イ）のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

2. 実施期間に関する事項

当該業務の実施期間は、契約締結日から令和3年3月31日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
 - ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、契約担当官等が3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
 - (キ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき
- (3) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、開札時まで「A」、「B」又は「C」等級に格付されている者であること。
- (4) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと（納税証明書（直近のもの）を提出）。
- (5) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと（社会保険料納入確認書等（直近のもの）を提出）。
- (6) 環境省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 5. に定める環境省内に設置する評価委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。

- (8) 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までには共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

入札公告：	令和2年1月上旬～中旬（予定）
入札説明会：	令和2年1月中旬（予定）
質問期限：	令和2年2月21日（予定）
提案書類提出期限：	令和2年3月9日（予定）
提案書に関するヒアリング：	令和2年3月10～11日（予定）
企画提案書の審査等：	令和2年3月11日（予定）
開札及び落札予定者の決定：	令和2年3月13日（予定）
落札者の決定	：令和2年3月27日（予定）
契約締結：	令和2年4月1日（予定）

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

① 提案書類（別紙2）

総合評価のための業務の具体的な方法及びその質の確保等に関する書類（8部）

② 入札書

入札金額（入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内のすべての本業務に対する報酬の総額の110分の100に相当する金額）を記載した書類

③ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類。ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

④ 競争参加資格審査結果通知書の写し

平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度における環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」について「A」、「B」又は「C」等級に格付され、競争参加資格を有する者であることを証明する審査結果通知書の写し。

⑤ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

(3) 開札に当たっての留意事項

- ① 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- ② 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末

の前で待機しなければならない。

- ③ 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- ④ 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- ⑤ 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑥ 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

対象公共サービスを実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、提案書による評価（技術評価）と入札価格に対する評価（価格評価）を総合した評価による方式（総合評価方式）によるものとする。落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は「評価項目一覧表」（別紙３）のとおりであり、その評価は環境省内に設置する評価委員会において行うものとする。

（１）落札者を決定するための評価基準

① 技術評価点（合計 200 点）

技術評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に添って実行可能なものであるか（必須項目審査：基礎点）、また、効果的なものであるか（加点項目審査：加点）について行い、基礎点と加点の合計点を技術評価点とする。

（ア）必須項目審査（基礎点：60 点）

「評価項目一覧表」（別紙３）の必須項目について審査を行い、そのすべてを満たしている提案には基礎点 60 点を与え、その１つでも満たしていない場合は失格とする。

（イ）加点項目審査（加点：140 点）

「評価項目一覧表」（別紙４）の項目のうち加点の対象とされている項目について審査を行い、効果的な取組となっている項目について、同表の基準により加点を付与する。

② 入札価格点（点数 100 点）

入札価格に対する評価点については以下の計算方法により、入札参加者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、価格点の配分は 100 点とする。

入札価格点＝価格点の配分×（１－入札価格÷予定価格）

※小数点第三位以下は切り捨て

（２）落札者の決定

- ① 上記３．の入札参加資格及び上記５．（１）①（ア）の必須項目をすべて満たし、入札参加者の入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札参加者の申込みに係る上記５．（１）②の入札価格に対する得点と、５．（１）①の技術等の各評価項目の得点合計を合算して得た数値（総合評価点）の最も高い者をもって

落札者とする。

- ② 開札後、落札者となるべき者が「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」(平成 18 年 12 月 13 日付け総務省官民競争入札等管理委員会事務局事務連絡)における、警察庁への意見聴取の結果、法第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号までのいずれかに該当すると認められる場合には、当該落札者となるべき者の入札を無効とする。

また、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点が最も高い者を落札者とすることがある。

- ③ 落札者となるべき者が 2 者以上あるときには、直ちに入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- ⑤ 環境省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額等について公表するものとする。
- ⑥ 再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない場合には、本業務を環境省が自ら実施すること等ができる。この場合において、環境省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施に関する情報は、別紙 4 のとおり。

7. 民間事業者が、使用できる国有財産に関する事項

資料の閲覧

前項 6「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、令和元年度まで実施している本業務関連する資料等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、環境省は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 実績及び状況報告

本業務が適正に履行されていることを確認するため、民間事業者は、本業務の完了後に別紙 1 の記載のとおり報告書を提出するとともに、下記①及び②の報告を環境省に行うものとする。また、

別途、環境省の必要に応じて報告等を求められた場合は、適宜対応するものとする。

- ① 民間事業者は本業務に関して、環境省に寄せられたクレームや問い合わせについて、環境省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。
- ② 民間事業者は本業務に係る不意の事故等については、迅速に対応すると同時に速やかに環境省に報告しなければならない。
- ③ 本業務に係る検査は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者に命じて、契約書及び仕様書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

(2) 調査

環境省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、本業務の実施の状況若しくはその帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする環境省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

環境省は、本業務を適正かつ的確に実施させるために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

(4) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止又は廃止

民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、環境省の承認を受けなければならない。

② 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

③ 再委託の取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、本契約締結後（イ）の提案書に基づき、又はやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で環境省の承認を受けなければならない。

(エ) 上記（イ）及び（ウ）により、民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。また、再委託先については、民間事業者と同等の義務を負わせるものとする。

④ 談合等の不正行為に係る違約金等

(ア) 民間事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として環境省が指定する期日までに支払わなければならない。

- a 本契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は民間事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- b 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「民間事業者等」という。）に対して行われたときは、民間事業者等に対する命令で確定したものをいい、民間事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- c 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- d 本契約に関し、民間事業者（民間事業者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは独占禁止法第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(イ) 前項の規定は、環境省に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、環境省がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(ウ) 民間事業者は、本契約に関して、上記（ア）の各号の一に該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を環境省に提出しなければならない。

⑤ 債権債務の譲渡の禁止

民間事業者は、本業務の実施により生じる権利又は義務の全部若しくは一部を環境省の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってこの限りではない。

⑥ 秘密の保持

民間事業者は、本業務の実施により知り得た事項の機密を保持しなければならない。ただし、環境省に書面による承諾を得た場合、若しくは当該機密が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 知り得た際、既に公知となっている事項

(イ) 知り得た後、民間事業者の責に帰すべき事由によらず刊行物その他により公知となった事項

(ウ) 知り得た時点で、既に民間事業者が自ら所有していたことを書面で証明できる事項

⑦ 個人情報の取扱い

(ア) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

(イ) 民間事業者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に環境省の承認を受けた場合は、この限りではない。

a 環境省から預託を受けた個人情報を第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

b 環境省から預託を受けた個人情報を本業務の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

(ウ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(エ) 環境省は、必要があると認めるときは、職員又は環境省の指定する者に民間事業者の事務所及びその他の業務実施場所等において、環境省が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、民間事業者に対して必要な指示をすることができる。

(オ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報を本業務の完了、廃止又は解除をした後に速やかに環境省に返還しなければならない。ただし、環境省が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(カ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他違反等が発生したときは、環境省に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(キ) 上記（ア）及び（イ）の規定については、本業務の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

⑧ 属性要件に基づく契約解除

環境省は、民間事業者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(ア) 民間事業者の責に帰する事由により、民間事業者がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき

(イ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑨ 行為要件に基づく契約解除

環境省は、民間事業者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、

何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (ア) 暴力的な要求行為
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (エ) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為
- (オ) その他前各号に準ずる行為

⑩ 再委任契約等に関する契約解除

- (ア) 民間事業者は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに民間事業者、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が⑧の（イ）から（オ）まで又は⑨の解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- (イ) 環境省は、民間事業者が、再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなく本契約を解除することができる。

⑪ 契約解除時の取扱い

- (ア) 環境省は、上記⑧から⑩の規定により本契約を解除した場合は、これにより民間事業者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- (イ) 民間事業者は、環境省が上記⑧から⑩の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として環境省が指定する期間内に支払わなければならない。
- (ウ) 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、環境省は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

⑫ 契約内容の変更

環境省及び民間事業者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃、その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務の実施が不適当と認められる場合は、協議の上、法第21条の手続を経て契約の内容を変更することができるものとする。

ただし、環境省は、次のいずれかに該当するときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、請負者と協議の上、契約を変更することができる。

- (ア) 本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- (イ) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）
- (ウ) 上記（ア）及び（イ）のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

⑬ 業務の引継ぎ

(ア) 現行の事業者からの引継ぎ

環境省は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者の負担となる。

(イ) 本業務終了の際の引継ぎ

環境省は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して

必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、本業務を受注した民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した民間事業者の負担となる。

⑭ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と環境省が協議するものとする。

9. 民間事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- （１）環境省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、環境省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存する場合は、環境省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- （２）民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は環境省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスの評価（法第 7 条第 8 項に規定する評価）に関する事項

（１）実施状況に関する調査の時期

環境省は、総務大臣が行う評価の時期（令和 3 年 5 月頃を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、令和 3 年 3 月末時点における状況を調査するものとする。

（２）意見聴取

環境省は、本業務の実施状況の調査を行うに当たり、民間事業者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

（３）実施状況等の提出

環境省は、令和 2 年 4 月を目途として、本業務の実施状況等を総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

環境省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 環境省の監督体制

本業務に係る監督は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法において行うものとする。

(3) 主な民間事業者の責務等

- ① 本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第 54 条の規定により、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは正当な理由なく、指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。
- ⑤ 民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査に応じ、同院から直接又は環境省を通じて、資料若しくは報告等の提出の求めを受け、又は質問等の求めを受けた場合、これに応じなければならない。

令和 2 年度脱炭素経営に係る普及啓発及び中小企業等の中長期排出削減目標設定等委託業務仕様書

1. 業務の目的

パリ協定において、企業等の非政府主体における排出削減が求められたことを契機に、国際企業は SBT (Science Based Targets) ¹や RE100²等の国際イニシアティブへのコミットを続々表明しており、企業はサプライチェーン全体での削減取組、脱炭素経営を行うことが求められるようになっている。

本委託業務では、SBT や RE100 等の企業の中長期的な脱炭素目標、再エネ導入の目標設定の取組を支援するため、SBT や RE100 についての基礎的な説明資料や、フォーラムの開催を通して先進的な取組を行う企業等について普及啓発、脱炭素経営を行う企業や再エネ関連企業間の情報共有を行うネットワークの運営等を行うものである。

また、SBT 等は大企業が中心となっている取組であるが、サプライチェーン全体での脱炭素化を目指す取組であり中小企業も対応が必要であるため、これら中小企業への脱炭素経営の普及も重要である。そのため、本委託業務は、中小企業等を対象として脱炭素経営に係る個社別のコンサルテーション等の支援を実施し、中小企業等への脱炭素経営を敷衍するとともに、中小企業等が脱炭素経営を行う際の課題等についての知見を集積するものである。

本委託業務は、密に環境省担当官と協議しつつ実施するものとし、また、環境省等の他の関連事業と密接に連携・協力しつつ実施すること。また、企業の脱炭素経営を促すために有効なアプローチの考え方・創意工夫点を提案すること。なお、SBT や RE100 に関する基礎情報は W E B サイト「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」(以下「GVC プラットフォーム」)に掲載されているため、これらを参照しつつ提案及び業務を実施すること。

(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/index.html)

2. 業務の内容

2-1. SBT や RE100 等の基礎的な説明資料の更新等の支援

(1) SBT や RE100 等の基礎的な説明資料の更新等の支援

SBT、RE100 等に関する以下に掲げる基礎的な情報や最新の情報を収集し、資料(別添 1)を基に(を参照しつつ)資料を作成(更新)し、1 か月に 2 回程度を目安に情報を更新する。また、CDP³や SBT 事務局が作成した資料に関しては、頻出の固有名詞等を和訳する際に、略語が統一されるよう和訳のルールを定めること。これまでこれらの国際イニシアティブに参加していない企業にも関心を持ってもらえるようなコンテンツを必要最低限かつ効果的に盛り込むとともに、見やすさ・分かりやすさ・デザインには特に配慮すること。作成、更新する資料は下記のような資料を想定している。

¹ 「科学と整合した目標設定」。産業革命時期比の気温上昇を「2℃を十分に下回る温度」もしくは「1.5℃」にするために、気候科学(IPCC)に整合した温室効果ガスの削減目標を設定している企業を認定する取組。

² 「再エネ 100%宣言」。2014 年に結成した「事業運営を 100%再生可能エネルギーで調達すること」を目指す企業連合。

³ 機関投資家と連携し、企業に対して気候変動への戦略や具体的な温室効果ガスの排出量に関する公表を求める国際 NGO。

<想定する資料の内容>

- ・ SBT の目標設定の考え方、運営機関、認定基準、認定手続き、認定を取得、コミットしている日本企業などについてまとめた概要資料(パワーポイント 10 枚程度)
- ・ SBT を設定することのメリット、認定基準詳細、認定事例の他、SBT を取り入れた環境経営の例などをまとめた詳細資料(パワーポイント 170 枚程度)
- ・ SBT の認定取得企業、コミットメント企業、RE100 企業を業種別に分類した資料(パワーポイント 10 枚程度)
- ・ RE100 の認定要件や参加企業の状況等をまとめた概要資料(パワーポイント 10 枚程度)
- ・ RE100 に関する解説をはじめ、RE100 に取り組む理由、再エネ電力の調達手法、認定事例などをまとめた詳細資料(パワーポイント 50 枚程度)
- ・ SBT、RE100 等の各国別の企業数の資料等(パワーポイント 10 枚程度)
- ・ SBT、RE100 等の設定ルール、WMB³事務局発表資料等の和訳資料(英→日 100 頁程度を想定)
- ・ SBT 取組事例として GVC プラットフォームの「SBT 取組事例」に掲載している各社の 2020 年度の取組についての資料(更新を各社に依頼し、更新版資料を取得すること。)

なお、上記の資料は GVC プラットフォームでの掲載を想定しているため、資料の更新を行った場合は、更新を「令和 2 年度サプライチェーン排出量等の算定基盤整備事業等委託業務」で、GVC プラットフォームの WEB サイトの点検、更新を行う事業者及び環境省担当官に更新データを送付すること。

2-2. SBT や RE100 等の企業向け大規模公開フォーラムの開催

(1) 脱炭素経営フォーラムの開催

SBT や RE100 への取組目標を策定している、または策定意欲のある企業を対象とし脱炭素化に向けた世界及び我が国の最新動向について理解を深め、取組の進捗状況の共有、課題の整理、情報交換を行うためのフォーラムを環境省主催で開催する。そのため、登壇者及びその随行者が収容できる規模の控室を含む会場手配・機材、同時通訳の手配、当日の受付等の運営に必要な事務手続きを行い、イベントの円滑な開催を支援すること。

(過去に開催したフォーラムは別添 2 または環境省 youtube で公開している動画を参照 <https://www.youtube.com/watch?v=1V2Ug0Mva9g>)

- ・ フォーラムの回数は東京 23 区内で平日に 1 回程度開催することを想定。
- ・ 会場規模は 300～400 名程度を収容できることを想定。
- ・ フォーラムの開催に際しては、SBT 認定企業、RE100 参加企業などの脱炭素経営で先進的な取組を行う企業の経営層や、ESG 投資に積極的な姿勢を見せる投資家等が

⁴ 企業や投資家の温暖化対策を推進している国際機関やシンクタンク、NGO 等が構成機関となって運営しているプラットフォーム。

登壇するパネルディスカッションを想定しているが、聴衆の興味や関心、意欲に訴えかける、より効果的な形式があれば提案することを妨げない。なお、登壇者の選定とテーマは環境省担当官と協議の上決定すること。

- ・登壇者は、10 名程度を想定、講師に対しては旅費及び謝金を支払うこと。また、パネルディスカッションを円滑に進行させるためのモデレーターの登壇も 1 日目に 1 名程度を想定しているため旅費及び謝金を支払う事務手続を実施すること。

なお、旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律 114 号)に準じて支給を行い、謝金は 8,700 円/時(講演時間は 1 名当たり 1 時間程度を想定)を支給すること。講師の選定に当たっては、金融機関・投資家・企業等、業種等、登壇者の属性が重複することのないように整理を行い、環境省担当官と協議の上決定する。

(2) アジアサプライチェーンサミット開催に係る支援

CDP と環境省が共催する、日本企業における SBT 認定の取得、RE100 加盟やサプライチェーン排出量の把握・管理の普及啓発に寄与し、かつ、企業・業種の裾野のさらなる拡大に資するイベントについて、参加人数は 400 名程度を想定したうえで、20 名程度の控室を備えた会場手配・機材、同時通訳の手配及び当日の受付事務の補助を行うこと。

2-3. 「脱炭素経営促進ネットワーク」の運営等の支援

(1) 脱炭素経営促進ネットワークの運営の支援

企業同士が気候変動対策について対話し、最新情報や課題・解決策を共有できるネットワークについて下記の業務を行い、事務局として環境省の運営を支援すること。具体的には、下記の業務を想定。

- ・ネットワーク参加への呼びかけ

ネットワークに関心を持ってもらえるようなコンテンツ、運営方法を環境省担当官に提案すること(現在のネットワークの概要、会員の規模、会員構成については GVC プラットフォームの「脱炭素経営促進ネットワーク」を参照のこと。)

なお、令和 2 年度内にネットワーク会員数を 130 社程度にすることが目標である。

- ・申請の受付、会員名簿の管理

新規にネットワークへの参加申請があった場合の受付を行うこと。過年度から新たに企業がネットワークに参加した場合は、当該企業の会社名、担当者の氏名、役職、連絡先の情報を過年度事業の名簿に追記し、環境省担当官に報告すること。

- ・会員への連絡

下記の(2)の勉強会の開催情報等、ネットワークに関する情報を会員に連絡すること。

(2) 合同勉強会の開催(3 回程度、100~130 人程度)

ネットワーク参加企業による合同勉強会の開催について、環境省の支援を行うこと。

参加人数は100～130名程度を想定したうえで、日程調整、会場手配(各回3～4時間程度)、機材の手配等の勉強会開催に必要な業務を行うこと(回数は3回を想定)。

合同勉強会では、SBTやRE100、TCFD⁴、ICP⁵などの各社の気候変動対策・長期目標策定状況・再省蓄エネの取組状況について会員企業が発表することを想定しているが、登壇者や勉強会の内容の詳細については、環境省担当官と協議のうえ決定する。このほかに扱うべきテーマがあれば、合同勉強会でアンケートを実施する等、参加企業のニーズの把握に努め、環境省担当官に具体的に提案すること。

なお、2-1の業務で収集、整理したSBT・RE100等についての最新動向の情報について取りまとめて、環境省担当官に送付すること。登壇企業発表資料、環境省資料等の勉強会資料等については、受託者が印刷、配布するものとする(1回1人につき50枚程度を想定)。

3回の合同勉強会については、下記スケジュールで開催することを想定している。
＜スケジュール＞

令和2年6月～7月 第7回合同勉強会

令和2年11月～12月末 第8回合同勉強会

令和3年2月末～3月上旬 第9回合同勉強会

(※注：第4回～第6回勉強会は、令和元年度中に開催予定)

(3) 対外発信

年度内の勉強会での成果及び新規のネットワーク参加企業名はGVCプラットフォームに掲載しているため、新規に会員が加入した場合又は参加企業が再省蓄エネの取組に係る目標(例：事業運営を○%再エネで賄う)を設定した場合、環境省担当官に更新版のデータを送付すること。

2-4. 中小企業等の中長期排出削減目標設定等の支援

中小企業を対象に、自社の再エネ100%化、中長期の脱炭素目標の策定に関心のある企業に対して公募を行い、20社程度に対して個社別のコンサルティング支援を実施する。ただし、金融・保険業等のSBT認定を取得している企業がまだないセクターなど、その企業のSBT認定が社会的な脱炭素の普及にとって有意義であると認められる企業においてのみ、大企業も支援の対象として上記の20社の内数とすることを想定している。

公募は2回に分けて実施し、公募期間は各回1か月程度を想定しているが、周知に当たっては事業内容や脱炭素経営に取り組むメリット等を説明した分かりやすいPR用のチラシを環境省担当官と協議のうえ作成し、積極的に周知することとする。

また、申請の受付業務を行い、業種、事業内容、従業員数、売上、立地場所等を整理して、環境省担当官が対象企業を円滑に選定できるように整理すること。

⁵ 金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース

⁶ インターナルカーボンプライシングの略。組織が内部的に使用する炭素価格のこと。

支援の対象企業には機密情報に配慮しつつ、公募条件として、支援により得た結果、知見を GVC プラットフォームへの掲載等、本事業の推進に関する協力することを求める予定であるが、受託者が個社別支援を開始する際にも協力を求めること。加えて、参加企業のうち、前向きに取り組が進む見込みが得られた企業については、2-3（1）の「脱炭素経営促進ネットワーク」に参加するよう促すこと。

- ・各件 1 名（国家公務員等の旅費に関する法律第 2 条第 2 項に定める一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 6 条第 1 項第 1 号イに規定する行政職俸給表（一）の 6 級～3 級の職務の級）、一社当たり 2～3 回程度を想定。
- ・開催場所は、受託者の営業所を想定しているが、地方に立地する企業であって受託者の営業所を訪問することが困難な場合などは、テレビ電話等による会議形式で差し支えない。
- ・コンサルティング内容は、中小企業等が SBT 水準の目標に沿った中長期の削減目標設定の策定支援を行う。
- ・中小企業は原則として Scope1⁶、Scope2 での目標設定を想定しているが、Scope3 の算定、削減に前向きな企業に対しては、SC 排出量に占める割合が大きいと見込まれるカテゴリーのみに限定して、算定の技術的なアドバイスを行うことも想定している。
- ・支援の結果については、中小企業の会社情報、事業内容、支援に参加した理由、SC 排出量、再エネ導入目標、SC 排出量の削減目標やその達成手段についての方策について、わかりやすく説明する資料の様式を環境省担当官と協議して作成し、支援対象企業への作成依頼、資料の取りまとめを実施すること。
- ・上記の目標設定支援業務で得られた知見や事例（目標の設定方法といったものだけでなく、社内で理解を得るためのプロセスも含む。）を一般化して整理し、脱炭素経営に取り組もうとする個社の担当者が読んで理解を促進するマニュアルを作成すること。マニュアルの分量は 50 ページ程度を想定。

3. 業務全般に係る実施プロセス・実施体制に関する注意事項

（1）実施プロセス

①業務の進捗管理

業務の進捗管理（環境省に時間的余裕をもって説明し納期内に了解を得ることを含む。）は委託先の責任であることを十分認識し、その前提で、合理的なスケジュールの作成管理、環境省等との連絡調整を行うこと。環境省から、作業状況についての確認（リマインド）の連絡を入れることが必要となる事態を生じさせないこと。

②資料の作成・管理における留意事項

⁷ サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量は、Scope1、Scope2、Scope3 から構成されている。

Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）

Scope2：他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3：Scope1 及び Scope2 以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

- ・環境省への資料の提出は、ファイルに紛れが生じないよう、分かりやすくファイル名を付するとともに、適切な方法で提出し、当省側にファイル管理の負荷を必要以上にかけることがないようにすること。
- ・環境省と受託者との連絡調整がサブスタンス（及び進め方）に 100%集中できる環境を整えること。具体的には、資料の見やすさ（フォントの大きさ、様式）、日本語としての読みやすさ、数字の正確さなどの最低限度絶対に満たすべき調査結果資料の質の確保については、100%受託者において確保されるべきものであることを自覚し、環境省にこれら諸点についてのネガティブチェックの負荷を一切発生させないこと。そのために、（２）において定める３人や作業当事者とは別に（上記３人や作業当事者の自己チェックに限界があるため）、これらの観点からのネガティブチェックができる職員を十分に確保すること。

（２）実施体制

- ・受託者は、業務の進捗状況全体を把握し、業務支援担当者を総括するための責任者として、業務総括担当者を２名以上指名すること。同担当者は、原則、すべての契約期間を通じて同一の者であること。
- ・本業務に従事する職員を３人以上確保し、契約期間中、環境省担当官との業務内容の打合せ等に当たっては、原則として当該３人のうち２人以上は最低限出席できるような体制を作ること。また、打ち合わせと同時並行で資料を修正または修正点を整理し、必要な関係者（受託者内担当者含む。）に迅速かつ適切に連絡ができるようにすること。

４．業務履行期限

令和３年３月３１日まで

５．成果物

報告書 ９部（Ａ４判 400 頁程度を想定）

※原典、根拠資料、グラフの生エクセル等のファイルをすべてまとめて、パワーポイント本体と紐づけて１対１対応で確認できる状態に整理したものを、併せて提出すること。

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD－R ２式

報告書の仕様及び記載事項は、別添によること。

提出期限：令和３年３月３１日（ただし、１月末までに報告書の案を提出し、担当官の指示を仰ぐこと）

提出場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課

６．著作権等の扱い

- （１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。

- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版）」（総務省）及び国際規格である ISO/IEC 40500:2012「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」に基づくこと。また、デザインレイアウトにおいては「Web サイトガイド：（日本語版・英語版・政策目的別・子供向け）」に基づくこと。

また、上記各ガイドラインは以下の URL において公開している。

(参考)「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版）」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

(参考)「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」

[http://](http://waic.jp/docs/wcag2/) <http://waic.jp/docs/wcag2/>

(参考)「Web サイトガイド：（日本語版・英語版・政策目的別・子供向け）」

<https://cio.go.jp/node/2322>

(2) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」及び受注後に提供される「環境省ホームページ対応基準書」に基づくこと。

また、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」は以下の URL において公開している。

http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web_gl/

(3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針URL:<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書（<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>）

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「`」「'」→「'」、「ー」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 SP1 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）

- ・計算表;表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)・画像;BMP 形式又は JPEG 形式
 - ・プレゼンテーション資料;Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
 - ・画像;BMP 形式又は JPEG 形式
- (3)(2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

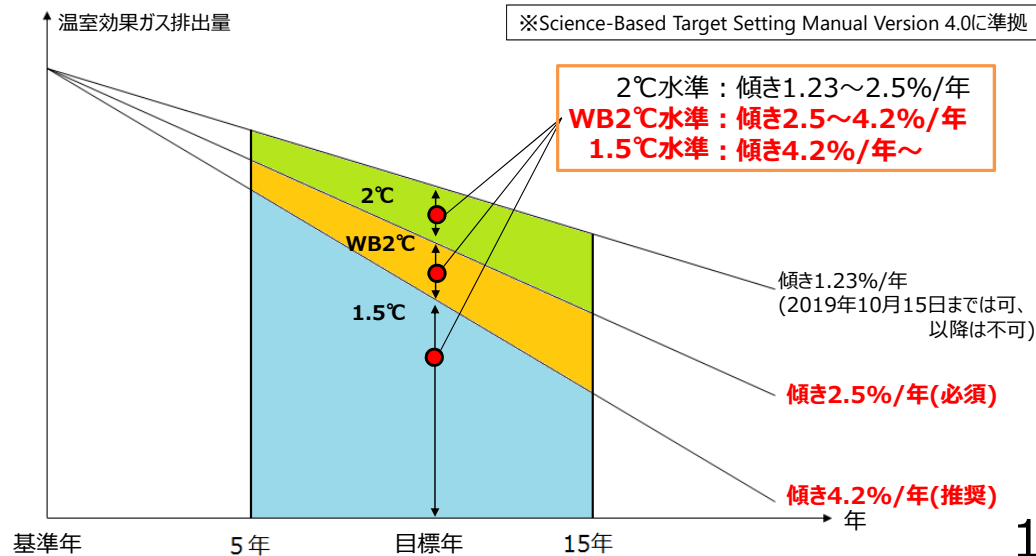
成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

SBT(Science Based Targets)とは？

SBTの運営機関

- パリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準(Well Below 2℃：WB2℃)に抑え、また1.5℃に抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する、**温室効果ガス排出削減目標**のこと

- CDP・UNGC・WRI・WWFの4つの機関が共同で運営
- We Mean Business(WMB)の取組の一つとして実施



1

SBTに取組むメリット

- SBTはパリ協定に整合する持続可能な企業であることを、ステークホルダーに対して分かり易くアピールできる

投資家	年金基金等の機関投資家は、中長期的なリターンを得るために企業の持続可能性を評価する ➢ SBT設定は持続可能性をアピールでき、CDPの採点等において評価されるため、投資家からのESG投資の呼び込みに役立つ
顧客	調達元へのリスク意識が高い顧客は、サプライヤーに対して野心度の高い目標、取組みを要求する ➢ SBT設定をすることはリスク意識の高い顧客の声に答えることになり、自社のビジネス展開におけるリスク低減・機会の獲得に繋がる
サプライヤー	サプライヤーが環境対策に取組まないことは、自社の評判の低下や、排出規制によるコスト増といったサプライチェーンのリスクになりうる ➢ SBTで設定した削減目標を、サプライヤーに対して示すことで、サプライチェーンの調達リスク低減やイノベーションの促進へつなげることができる
社員	社員に野心的な削減目標や積極的な削減取組みを訴求する ➢ 画期的なイノベーションを起こそうとする気運が高まる

3

SBTの要件

- SBTの要件の一部を下表に整理

目標年	公式提出時から 5年以上先、15年以内 の目標
基準年	最新のデータが得られる年で設定することを推奨
対象範囲	サプライチェーン排出量。ただしScope3がScope1～3の合計の40%を超えない場合には、目標設定の必要は無し
目標レベル	以下の水準を超える削減目標を設定すること Well Below 2℃（必須）＝少なくとも年2.5%削減 1.5℃（推奨）＝少なくとも年4.2%削減
費用	目標妥当性確認の新サービスは USD4,950（外税） の申請費用が必要（最大2回の目標評価を受けられる） 以降の目標再提出は、1回につき USD2,490（外税）

[出所]SBTi Criteria and Recommendations(<https://sciencebasedtargets.org/wp-content/uploads/2017/02/SBTi-criteria.pdf>),
SBTi Call to Action Guidelines(<https://sciencebasedtargets.org/wp-content/uploads/2018/10/C2A-guidelines.pdf>)より作成

4



WORLD
RESOURCES
INSTITUTE

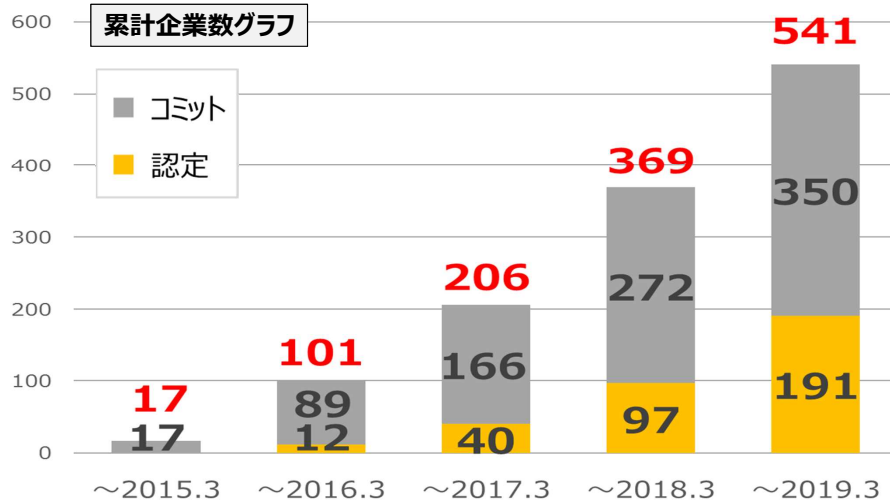


2

SBTに参加する企業は世界全体で年々増加

2019年10月21日現在

- 2018年度に94社が認定を取得。コミット企業数は78社の純増
- 2017年度以前と比較して認定を取得する企業の割合が増加している



※2019年10月21日までに認定企業282社、コミット企業393社、合計675社まで拡大。

[出所]Science Based Targetsホームページ Companies Take Action(<http://sciencebasedtargets.org/companies-taking-action/>)より作成

5

SBT認定取得済の日本企業

2019年10月21日現在

- 認定取得済の企業は世界で282社（うち日本企業53社）
- 世界的には食料品が、日本では電気機器、建設業が多い

すでに認定を受けている日本企業53社の一覧

※業種内五十音順

建設業：清水建設／住友林業／積水ハウス／大東建託／大成建設／大和ハウス工業／戸田建設／前田建設工業／LIXILグループ
 食料品：アサヒグループホールディングス／キリンホールディングス／サントリー食品インターナショナル／サントリーホールディングス／日本たばこ産業
 化学：花王／住友化学／積水化学工業／ユニ・チャーム
 医薬品：アステラス製薬／エーザイ／大塚製薬／小野薬品工業／第一三共
 金属製品：YKK AP
 ガラス・土石製品：日本板硝子
 非鉄金属：古河電気工業
 機械：コマツ／ナブテスコ／日立建機
 電気機器：アズビル／ウシオ電機／京セラ／コニカミルタ／セイコーエプソン／ソニー／日本電気／パナソニック／富士通／富士フイルムホールディングス／ブラザー工業／ヤマハ／リコー
 その他製品：アシックス
 印刷：大日本印刷／凸版印刷
 海運業：川崎汽船／日本郵船
 情報・通信業：野村総合研究所
 小売：アスクル／イオン／丸井グループ
 不動産業：三菱地所
 サービス業：電通

※下線付の企業は環境省SBT策定個別支援実施企業（2017・2018年度）

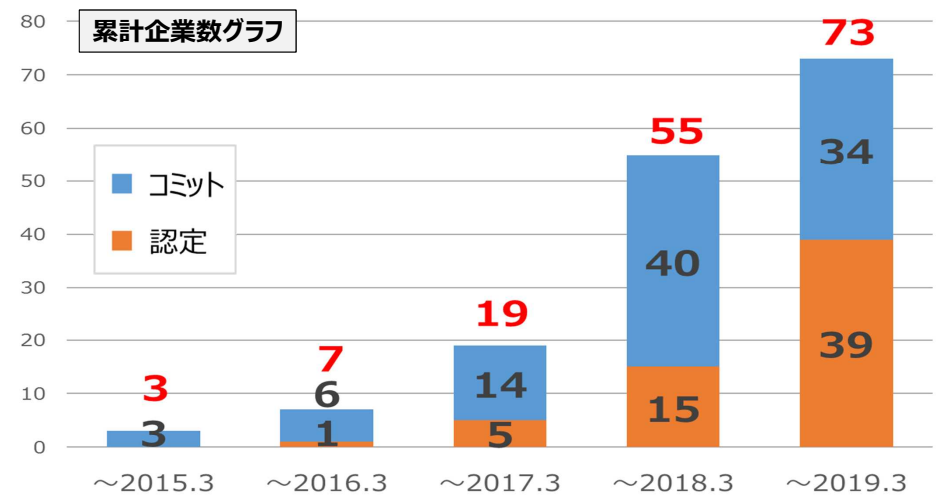
※なお、金融の業種に該当する企業は、SBT事務局において業種別の認定基準を検討中であるため、認定が行われていない。
 [出所]Science Based Targetsホームページ Companies Take Action(<http://sciencebasedtargets.org/companies-taking-action/>)より作成。業種分類は事務局が日本標準産業分類等に当てはめ作成

7

SBTに参加する日本企業の認定数が急増

2019年10月21日現在

- 2018年度に24社が認定を取得し、認定企業数では世界2位まで拡大
- 日本企業の取組拡大は世界全体と比較して、2018年度以降一層加速



※2019年10月21日までに認定企業53社、コミット企業30社、合計83社まで拡大。

[出所]Science Based Targetsホームページ Companies Take Action(<http://sciencebasedtargets.org/companies-taking-action/>)より作成

6

SBT設定コミット中の日本企業

2019年10月21日現在

- コミット中の企業は世界で393社（うち日本企業30社）
- 世界的には金融・保険、食料品が、日本では輸送用機器、電気機器が多い

2年以内のSBT設定をコミットしている日本企業30社の一覧

※業種内五十音順

建設業：安藤・間／ジェネックス／都田建設
 食料品：味の素／不二製油グループ
 化学：小林製薬／高砂香料工業
 医薬品：武田薬品工業
 ゴム製品：横浜ゴム
 機械：ダイキン工業
 電気機器：アンリツ／オムロン／カシオ計算機／日新電機／三菱電機／明電舎
 精密機器：島津製作所／ニコン
 輸送用機器：トヨタ自動車／日産自動車／ヤマハ発動機／UK-NSI（日本精機）
 情報・通信業：KDDI
 小売業：J.フロントリテイリング／ファーストリテイリング
 金融・保険業：MS&ADインシュアランスグループホールディングス／SOMPOホールディングス／東京海上ホールディングス
 その他金融業：日立キャピタル
 サービス業：ベネッセコーポレーション

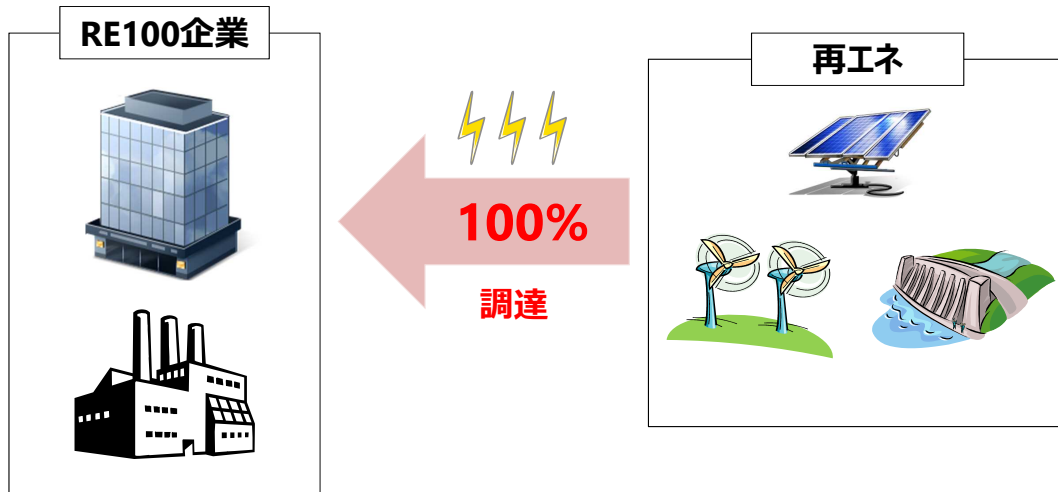
※下線付の企業は環境省SBT策定個別支援実施企業（2017・2018・2019年度）

[出所]Science Based Targetsホームページ Companies Take Action(<http://sciencebasedtargets.org/companies-taking-action/>)より作成
 業種分類は事務局が日本標準産業分類等に当てはめ作成

8

RE100とは？

- 2014年に結成した、**事業を100%再生電力で賄うこと**を目標とする企業連合



1

RE100の運営機関

- CDPとのパートナーシップの下、The Climate Groupが運営
- 日本窓口はJCLPが担当
- We Mean Business(WMB)の取組の一つとして実施



2

RE100に取組むメリット

- リスク回避・コスト削減・ESG投資の呼び込み・コネクションの拡大など、RE100には様々なメリットがある

リスク回避	温暖化やエネルギーコストの上昇等、“化石燃料による発電＝リスク”という認識が世界的に高まっている ➢ 再生電力への切替は化石燃料によるリスクを回避し、気候変動を防ぐ
コスト削減	企業が再生調達必要性を発信することで、再生の市場規模が拡大する ➢ 調達選択肢の増加や、価格低下につながることで、安価で安定した再生供給を受けられるようになる
ESG投資	再生を取り入れた事業運営は対外的に評価される 再生の導入比率はCDPの加点対象にもなる ➢ 投資家からのESG投資の呼び込みに役立つ
コネクション	再生100%調達をコミットすることは、世界的な対外アピールになる ➢ 世界中の企業と情報交換できる他、新たな供給側企業と出会うことも

3

RE100の基準・要件 1/2

- RE100の要件の一部を下記に整理(一部はJCLP事務局に確認し、掲載)

対象企業	以下のいずれか1つ以上に該当する「影響力のある」企業 ・グローバル又は国内で認知度・信頼度が高い ・主要な多国籍企業（フォーチュン1000又はそれに相当） ・電力消費量が多い（100GWh以上） ➢ 特例として現在、日本企業は10GWh以上に緩和されている ・RE100の目的に寄与する、何らかの特徴と影響力を有する ➢ 基本的にグループで加盟。（但し、親会社と明確に分離したブランド、1TWh以上の消費電力量を満たす場合、例外的に子会社での加盟可能。）
参加費用	会員クラスをGold（年会費\$15,000：特典はイベント登壇機会など）、Basic（年会費\$3,500）から選択

[出所] RE100申込書(Membership form Japan), RE100ホームページ(<http://there100.org/>), RE100年次レポート2017(https://www.theclimategroup.org/sites/default/files/re100_annual_report.pdf)(いずれも2018.5.31時点), RE100の加盟条件(https://www.japan-clp.jp/images/pdf/Summury_RE100_Joining_Criteria.pdf)を基に作成

4

RE100の基準・要件 2/2

再エネ電力の定義・調達手法

RE100の要件の一部を下記に整理(一部はJCLP事務局に確認し、掲載)

再エネ電力の調達手法としては以下の6手法に分類

認定要件	① 『日本の再エネ普及目標の向上』及び、『企業が直接再エネを利用できる透明性ある市場の整備』に関する、責任ある政策関与と公的な要請を積極的に行うことに合意すること。 ※上記要件は中間目標の必須（下記参照）を推奨に緩和する代替要件として、日本企業向けに設定 ② 期限を切った再エネ100%化目標の設定と公表 - 遅くとも2050年までに、100%を達成する目標とすること - 以下を参照した中間目標を設けることを推奨 2020年 30%、2030年 60%、2040年 90%
進捗報告	進捗報告は毎年、所定フォーマットにて行う (CDP質問書の所定欄回答で代替可)

定義

再エネ電力

太陽光（熱）、風力、水力、バイオマス（バイオガスも含む）、地熱

調達手法

自家発電

1. 企業が保有する発電設備による発電

購入電力

2. 企業の敷地内に設置した他社が保有する設備からの電力購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外に設置した発電設備から系統を経由して直接調達
5. 電力小売との契約（再エネ由来電力メニュー）
6. 再エネ電力証書の購入※

※購入することで再エネを利用したとみなすことができる、電力と切り離された証書の利用。
ただし、購買者と同じ電力市場内の再エネ電力発電設備による証書であることが必要。

[出所]RE100 Technical Criteria(<http://media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf>)より作成

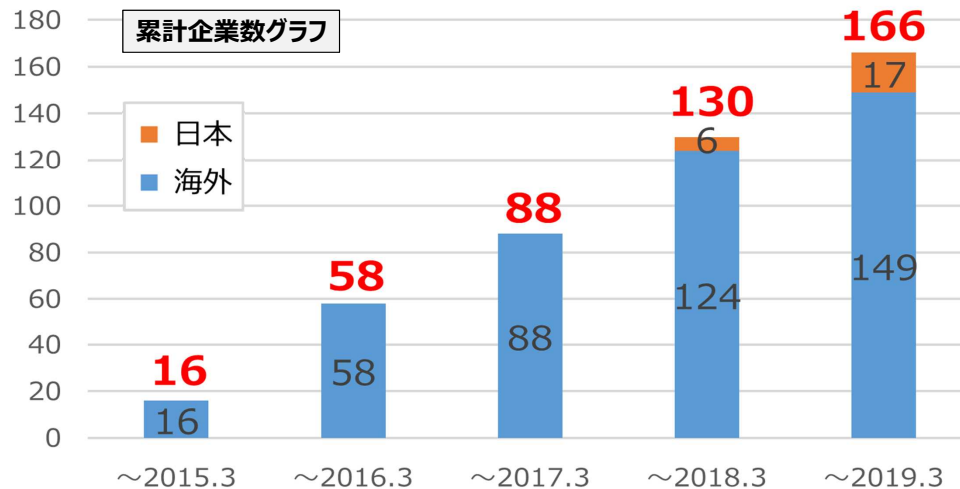
[出所] RE100申込書(Membership form Japan), RE100ホームページ(<http://there100.org/>), RE100年次レポート2017(https://www.theclimategroup.org/sites/default/files/re100_annual_report.pdf)(いずれも2018.5.31時点), RE100の加盟条件(https://www.japan-clp.jp/images/pdf/Summury_RE100_Joining_Criteria.pdf)を基に作成

5

RE100に参加する企業は世界全体で年々増加

2019年10月21日現在

- 2014年度から毎年拡大し、2018年度に世界全体で166社まで増加
- 2018年度に日本企業は前年比約3倍増の17社まで増加



※2019年10月21日までにコミット企業204社（日本25社）まで拡大。

[出所]RE100ホームページ(<http://there100.org/>)より作成

7

RE100に参加している日本企業

2019年10月21日現在

- 参加企業は世界で204社（うち日本企業25社）
- 世界的には金融が、日本では電気機器、小売業が多い

RE100に参加している日本企業25社の一覧

※業種内五十音順

建設業：旭化成ホームズ／積水ハウス／大東建託／大和ハウス工業／戸田建設
非鉄金属：フジクラ
電気機器：コニカミノルタ／ソニー／パナソニック／富士通／富士フイルムホールディングス／リコー
情報・通信業：野村総合研究所
小売業：アスクル／イオン／コープさっぽろ／高島屋／丸井グループ／ワタミ
銀行業：城南信用金庫
金融・保険業：第一生命保険
その他金融業：アセットマネジメントOne／芙蓉総合リース
不動産業：東急不動産
サービス業：エンビプロ・ホールディングス

[出所] RE100ホームページ(<http://there100.org/>)より作成。業種分類は事務局が日本標準産業分類等に当てはめ作成

8

脱炭素経営フォーラム

日時 平成30年 11月 28日 (水) 13:00-16:30 受付12:00～

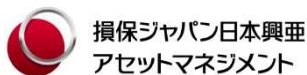
会場 日経ホール 東京都千代田区大手町1丁目3-7

共催



協賛

企業名50音順



プログラム (予定)

司会：CDPシニアマネージャー 吉岡剛

時間	項目	内容
13:00-13:10	挨拶	環境省 環境大臣 原田義昭
13:10-13:40	基調講演	CDP CEO ポール・シンプソン
13:40-14:00	講演 1	金融部門がSBT（企業版 2℃目標）に参加する影響、考え方について The 2° Investing Initiative 共同設立者・非業務執行取締役 ウグ・シュネ
14:00-14:20	講演 2	GPIFのESG投資と環境株式指数について 年金積立金管理運用独立法人 市場運用部次長 スチュワードシップ推進課長 小森博司
14:20-14:40	講演 3	環境省の脱炭素経営の支援について 環境省 地球環境局長 森下哲
14:40-14:55	休憩	
14:55-16:25	パネルディスカッション	経営層のコミットメント、事業会社と機関投資家との対話など 株式会社QUICK 常務執行役員 ESG研究所 主幹 広瀬悦哉 積水化学工業株式会社 取締役 常務執行役員 平居義幸 ソニー株式会社 執行役員 品質・環境担当 佐藤裕之 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 常務執行役員 株式運用部長 中尾剛也 株式会社丸井グループ 取締役 上席執行役員 加藤浩嗣 株式会社リコー 執行役員 サステナビリティ推進本部長 加藤茂夫 CDP CEO ポール・シンプソン PRI Head of Environmental Issues ポール・チャンドラー The 2° Investing Initiative 共同設立者・非業務執行取締役 ウグ・シュネ モデレーター CDPジャパン ディレクター 森澤充世 CDPジャパン シニアマネージャー 高瀬香絵
16:25-16:30	閉会挨拶	CDP

※登壇者敬称略、パネルは企業名50音順。
プログラムは、当日の進行状況により変更される場合がありますので、予めご了承ください。

登壇者プロフィール ※登壇順、敬称略

挨拶



環境省 環境大臣
原田 義明

昭和45年 通商産業省（現経済産業）入省
平成9年 厚生政務次官
平成15年 文部科学副大臣
平成30年 環境大臣

講演 1・パネル



The 2° Investing Initiative

共同設立者・非業務執行取締役 ウグ・シュネ

シンクタンクである2°投資イニシアチブを、2012年に共同設立し、その後2016年から非業務執行取締役。気候と持続可能性についての学際的研究者であり、英国ロンドン大学における名誉シニア研究員、X/ENSAE/ENSのChair Energy and Prosperity研究員も勤めている。過去には、2007-2012年の間は金融・経営コンサルタントにおける持続可能性についての専門家としての勤務経験もある。地球物理学の博士号取得。

講演 3



環境省 地球環境局長
森下 哲

昭和61年 環境庁長官官房秘書課配属
平成29年 環境省地球環境局長

パネル



積水化学工業株式会社
取締役 常務執行役員
平居 義幸

パネル



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
常務執行役員 株式運用部長
中尾 剛也

パネル



株式会社リコー
執行役員 サステナビリティ推進本部長
加藤 茂夫

モデレーター



CDPジャパン
ディレクター
森澤 充世

基調講演・パネル



CDP CEO
ポール・シンプソン

CDPのCEO兼共同設立者。We Mean Business理事会、国際統合報告評議会(IIRC) 委員、オックスフォード大学のミス企業環境大学院のグローバル座礁資産諮問委員会役員など要職に就く。それ以前は、Chesham Amalgamations & Investments Ltd、エコロジーと文化のための国際協会(ISEC) およびソーシアルベンチャーネットワークでディレクターとして勤務。パース大学にて責任とビジネスプラクティス修士号取得。

講演 2



年金積立金管理運用独立法人 市場運用部次長
スチュワードシップ推進課長 小森 博司

住友信託銀行証券代行部門において証券代行機関として初のIRグループを立上げ、国内・海外機関投資家コーポレート・ガバナンス+議決権行使情報提供、国内および海外実質株主判明調査、ESGに関する国内外機関投資家の情報提供等に従事。金融庁「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」参考人（2009年5月）。2015年より現職。GPIFにおいてスチュワードシップ活動推進における数々の新たな取組みを主導。国内外での講演多数。国際関係学修士（国際大学）。

パネル



株式会社QUICK
常務執行役員 ESG研究所 主幹
広瀬 悦哉

パネル



ソニー株式会社
執行役員 品質・環境担当
佐藤 裕之

パネル



株式会社丸井グループ
取締役 上席執行役員
加藤 浩嗣

パネル



PRI
Head of Environmental Issues
ポール・チャンドラー

モデレーター



CDPジャパン
シニアマネージャー
高瀬 香絵

令和 年 月 日

支出負担行 為担当官
環境省地球環境局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

令和 2 年度脱炭素経営に係る普及啓発及び中小企業等の中長期排出削減目標設定等
委託業務に関する提案書の提出について

標記の件について、別添のとおり提出します。
なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

令和２年度脱炭素経営に係る普及啓発及び中小企業等の中長期排出削減目標設定等 委託業務に関する提案書

提案書作成責任者

(株) ○○ △部×課 ○○○

電話番号、FAX番号、メールアドレス

はじめに

本書は、令和２年度脱炭素経営に係る普及啓発及び中小企業等の中長期排出削減目標設定等委託業務仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。

１． 業務の基本方針

(作成注)

仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。

--

(※) A４判２枚以内とする。

2. 業務の実施方法

仕様書 2-1 の業務内容

仕様書 2-2 の業務内容

仕様書 2-3 の業務内容

仕様書 2-4 の業務内容

(※) 各提案ごとに A 4 判 4 枚以内とする。

3. 業務の実施計画

時 期	内 容

(※) A 4 判 2 枚以内とする。

4. 業務の実施体制

4. 1 執行体制、役割分担等

(※) A 4 判 4 枚以内とする。

4. 2 従事者の実績、能力、資格等

(1) 本業務に従事する主たる担当者

氏 名			生年月日	
所属・役職			経験年数	
			(うち本業務の類似業務従事年数)	
			年 (	年)
専 門 分 野				
所 有 資 格				
経歴 (職歴／学位)				
所 属 学 会				
類似業務の実績				
業務名	業務内容		履行期間	
			年 月～ 年 月	
主な手持ち業務の状況 (平成 年 月 日現在 件)				
業務名	業務内容		履行期間	
			年 月～ 年 月	

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

(2) 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

氏 名			生年月日	
所属・役職			経験年数	
			(うち本業務の類似業務従事年数)	
			年 (	年)
専 門 分 野				
所 有 資 格				
経歴 (職歴／学位)				
所属学会				
類似業務の実績				
業務名	業務内容		履行期間	
			年 月～ 年 月	
主な手持ち業務の状況 (平成 年 月 日現在 件)				
業務名	業務内容		履行期間	
			年 月～ 年 月	

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

(※) 以下複数人ある場合は、同様の様式にて記入する。

5. 組織の実績

業務名			
発注機関 (名称、所在地)			
(受注者名)			
(受注形態)			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の従事の有無			

(※) 本様式は、A 4 判 4 枚以内に記載すること。

(※) 業務名は 10 件まで記載できるものとする。

(※) 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

(※) 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

(※) 実績を証明するものとして、契約書写し等は不要であるが、業務の概要や技術的特徴に本業務との関連が容易に分かるように記載すること。

6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステムを継続していない場合)

認証の有無：

認証の名称： (認証期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日)

注 1 現在認証中である場合、証明書の写しを添付すること。

注 2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合)

過去に受けていた認証の名称：

(認証期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日)

現在の環境マネジメントシステムの名称：

- (※) 過去に認証を受けた証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。
- (※) 証明書および規則等は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において、取得し、又は継続しているものに限る。

7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：

認定等の名称： (認定段階：)
(認証期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)

- (※) えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が300人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- (※) 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- (※) 事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- (※) 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人についてはワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。

別紙3 令和2年度脱炭素経営に係る普及啓発及び中小企業等の中長期排出削減目標設定等委託業務の評価項目一覧表(総括表)

提案者:

配点表									
評価項目		要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		
大項目	中項目			合計	基礎点	加点	基礎点		加点
0. 仕様書の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	10	10	-	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	-	
1. 業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。	必須	10	5	5	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	基本方針に創造性があるか。	
2. 業務の実施方法									
	2. 1仕様書2-1の業務内容	仕様書2-1で示したSBTやRE100等の基礎的な説明資料について、具体的に提案すること。	必須	15	5	10	仕様書2-1で示したSBTやRE100等の基礎的な説明資料について、説明資料の内容や更新のスケジュール等について具体的に提案すること。	説明資料の作成方針が適切であり、提案されている事項が実現性が高く、業務目的を達成する上で必要かつ、見やすわかりやすいデザインで効果的なものになっているか。	
	2. 2仕様書2-2の業務内容	仕様書2-2で示したSBTやRE100等の企業向け大規模公開セミナーの開催について、具体的に提案すること。	必須	20	5	15	SBTやRE100等の企業向け大規模公開セミナーの開催について具体的に提案されていること。	セミナー内容の企画立案方針が適切であり、提案されている事項が実現性が高く、業務目的を達成する上で必要かつ効果的なものになっているか。	
	2. 3仕様書2-3の業務内容	仕様書2-3で示した「脱炭素経営促進ネットワーク」の運営について、具体的に提案すること。	必須	20	5	15	「企業版2℃目標・再省蓄エネ活用ネットワーク」の運営、勉強会の内容について具体的に提案されていること。	当該ネットワークの運営、会員数の増加に関する方針が適切であり、提案されている事項が実現性が高くネットワークの内容の充実化に資するものであり、業務目的を達成する上で必要かつ効果的なものになっているか。	
	2. 4仕様書2-4の業務内容	仕様書2-4で示した中小企業等の中長期排出削減目標設定支援について、個別支援について具体的な提案を行うこと。	必須	20	5	15	企業の中長期排出削減目標設定支援事業について、個別支援、説明会を含む支援の実施方法、方針について具体的に提案されていること。	個別支援、説明会の実施方針が適切であり、提案されている事項が実現性が高く、企業の中長期目標策定に資する内容であり、業務目的を達成する上で必要かつ効果的なものになっているか。	
3. 業務の実施計画		仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	15	10	5	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	効率的、効果的な作業進行予定表であること。	
4. 業務の実施体制									
	4. 1執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	45	15	30	他機関との連携も含め適切な作業分担により執行体制が構築されていること。	効率的・効果的な人員配置・協力体制が構築されているか。	
	4. 2従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の、温室効果ガス排出量算定に係る調査・分析・評価等の類似業務の実績、本業務に係る能力の資料、資格等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	任意	20	-	20	-	業務に従事する者2名以上に類似業務の実績がある場合には可(2点)とし、従事する主たる者が、本業務を実施するに当たり、より高い成果が得られると見込まれる実績実績等を有している場合にはその実績実績等に応じて加点する。	
5. 組織の実績									-
	類似業務の実績	温室効果ガス排出量算定に係る調査・分析・評価等の類似業務実績について、それぞれの業務名及び概要を記載すること。	任意	15	-	15	-	要求要件を満たした業務等の実績が2件以上あれば可(2点)とし、以降は件数や業務概要に応じて加点する。	
6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況		事業者の経営における事業所(本社等)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。 ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	-	5	-	事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、環境マネジメント認証取得があるか。又は過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続しているか。1つでもあれば加点(5点)	
7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースフル認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、その確認通知書の写し)を添付すること。 ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	-	5	-	女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定等) ・1段階目(※1) 2点 ・2段階目(※1) 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画(※2) 1点 ※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が努力義務により提出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。 次世代法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定) ・くるみん認定 2点 ・プラチナくるみん認定 4点 若者雇用推進法に基づく認定(ユースフル認定) 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	
			技術点小計	200	60	140		合計点(基礎点・加点)	
								技術点合計	
			価格点	100					
			総計	300					

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、十分満足できる:5点、満足できる:4点、平均レベル:3点、平均よりやや劣る:2点、平均よりかなり劣る:1点、満足できないとし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「満足できない:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

(H30年度委託事業者の要した費用)				業務ごとの内訳(令和2年度で実施するもの業務のみを抽出)								
					1.SBTやRE100等の 基礎的な説明資料と WEBサイトの点検・更新	2.SBTやRE100等 の企業向け大規模 セミナーの開催	3.「企業版2℃目標・ 再蓄エネネットワーク」 の立ち上げ運営等	4.企業別の計画的 なサプライチェーン 排出量削減支援事業	5.サプライチェーン 排出量算定ガイド ラインの改定充実等	6.公的機関のSC 排出量の算定方法 の調査・検討	報告書	その他
	人件費	常勤職員	54,409	8,124	5,288	10,997	23,340	4,024	2,056			
	業務費等	諸謝金	47		47							
		旅費	46		1	7	38					
		消耗品費	16									16
		印刷製本費	112								112	
		借料および損	1,291		1,217		74					
		会議費	4		4							
		雑役務費	21,684	4,891	4,843	4,226	6,205		790	729		
		外注費	12,337				6,500	5,837				
	共同実施費	9,815							9,815			
計(a)			99,761									
一般管理費(b)			10,788									
(a)+(b)			110,548									
消費税			8,844									
合計			119,392									

(注記事項)

1.各費目の内容は以下のとおり。
人件費：職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当
 ※派遣職員の経費は、業務費の雑役務費
業務：諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、借料および損料、会議費、雑役務費、外注費、共同実施費
一般管理費：(人件費＋業務費－外注費－共同実施費)×15%以内

2.外部委託を実施している主な事務・事業の契約金額(税抜)
平成30年度　海外の排出原単位データベース調査　1,837千円　排出原単位整備業務
4,000千円
 大企業向けのSBT設定業務(一部)　2,500千円　中小企業向けの目標設定業務
4,000千円

3.人件費は平成30年度で実施した業務のうち、令和2年度業務でも同様に実施する業務に関する費用のみを抽出するのは困難であることから、平成30年度の人件費を業務ごとに委託事業者の従事した時間から按分したものを記載。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

平成30年度													
(みずほ情報総研)													
常勤職員		13人											
非常勤職員		0人											
(業務従事者に求められる知識・経験等)													
温室効果ガス排出量算定に係る調査・分析・評価等の類似業務の実績、能力													
(業務の繁閑の状況とその対応)													
秋から冬にかけて、特に企業別の個社別面談に関する業務が忙しい状態。 なお、入札への参加を見送った業者のヒアリングでも、企業別の個社別面談に必要な人員を確保できないという意見があったため、個社別面談の公募を一回で行うのではなく2回に分けて実施し、委託先企業の負担を軽減する対応を行う予定。													
(月単位の人員配置状況を開示する場合の例)													(時間)
業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(時間)
1 SBTやRE100等の基礎的な説明資料とWEBサイトの点検・更新			40:00	130:00	110:00	107:30	70:00	70:00	70:00	70:00	70:00	70:00	807:30
2 SBTやRE100等の企業向け大規模セミナーの開催			270:00	50:00	20:00	10:00	20:00	30:00	30:00	30:00	30:00	30:00	520:00
3 「企業版2℃目標・再省蓄エネネットワーク」の立ち上げ運営等			30:00	70:00	80:00	80:00	110:00	93:30	110:00	149:15	140:00	128:00	990:45
4 企業別の計画的なサプライチェーン排出削減支援事業			50:00	145:00	164:00	225:00	265:00	285:00	325:00	305:30	229:00	207:15	2200:45
5 サプライチェーン排出量算定ガイドラインの改定充実等			20:15	43:30	34:30	32:45	35:30	35:00	33:00	60:00	55:00	36:30	386:00
6 公的機関のSC排出量の算定方法の調査・検討			10:00	35:00	15:00	10:00	15:00	15:00	15:00	15:00	35:00	35:00	200:00
合計(時間)	0:00	0:00	420:15	473:30	423:30	465:15	515:30	528:30	543:00	589:45	559:00	506:45	5025:00
(注記事項)													
1.委託対象の業務に年度を通じて直接従事した常勤者(委託事業を実施する部門において対象業務に従事する人員)の月別の業務に従事した累積の時間を記載している。													

3 従来の実施に要した施設及び設備

(企業版2℃目標フォーラム)

【施設】

施設名称: 環境省第一会議室

使用場所: 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

会場規模: 100名

登壇者(環境省除く): 16人

開催日: 平成30年6月27日 14:00~16:00

【設備及び主な物品】

使用機材: 映像機材一式、音響機材一式、他同時通訳のブース、レシーバー

(SBT説明会、サプライチェーン排出量算定方法の説明会)

【施設】

施設名称: 全日通労働組合 大会議室B

使用場所: 東京都千代田区霞が関3丁目3番地3号 全日通霞が関ビル

会場規模: 140

登壇者(環境省・みずほ情報総研除く): 0人

開催日: 平成30年9月10日 SBT: 10:00~12:00 SC: 13:30-16:30

【設備及び主な物品】

使用機材: プロジェクター

(脱炭素経営フォーラム ※1)

【施設】

施設名称: 日経ホール・登壇者控室

使用場所: 東京都千代田区大手町1-3-7 日経ホール

会場規模: 610人

登壇者(環境省・CDPジャパン除く): 10人(CDP CEO含む)

開催日: 平成30年11月28日 13:00~16:30

同時通訳あり

【設備及び主な物品】

使用設備: 登壇者控室、通訳ブース

使用機材: 会場備品、演台、パネル机、映像機材一式、音響機材一式、照明機材、他同時通訳のブース、レシーバー

(アジアサプライチェーンサミット ※2)

【施設】

施設名称: イイノホール&カンファレンスセンター

使用場所: 東京都千代田区内幸町2-1-1

会場規模: 288人(シアター形式)

登壇者(環境省・CDPジャパン除く): 6人(CDP CEO含む)

開催日: 平成31年3月4日 13:30~16:50

同時通訳あり

【設備及び主な物品】

使用設備: RoomA、登壇者控室

使用機材: 会場備品、演台、パネル机、映像機材一式、音響機材一式、照明機材、他同時通訳のブース、レシーバー

(脱炭素経営促進ネットワーク 第1回~3回勉強会)

【施設】

施設名称: イイノホール&カンファレンスセンター RoomA

使用場所: 東京都千代田区内幸町2-1-1

会場規模: 128人(グループディスカッション形式)

登壇者(環境省・みずほ情報総研・ネットワーク会員企業除く): 第一回0人、第二回1人、第三回0人

開催日: 第一回 平成30年10月29日 14:30~16:45

第二回 平成31年1月23日 14:30~16:45

第三回 平成31年3月12日 14:30~16:45

【設備及び主な物品】

使用機材: 音響機材一式、プロジェクター

(注記事項)

※1,2 各100万円以内の支出のみ(それ以外はCDPジャパン負担)

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
(みずほ情報総研)						
サプライチェーン排出量 回答企業	50社	133社	200社	160社	240社	212社
SBT認定取得企業数	－	5社	－	15社	－	39社
脱炭素経営促進ネットワーク					100社	74社

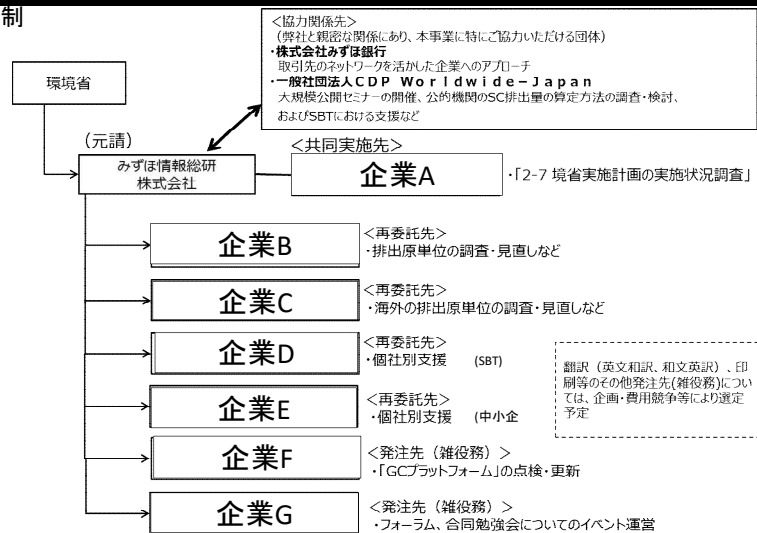
(注記事項)

1. サプライチェーン排出量の回答企業は、「CDPジャパン500」にてスコープ3の15のカテゴリーのうち、11以上のカテゴリーについて回答している企業数。

2. 脱炭素経営促進ネットワークは平成30年度から設立、運営。

5 従来の実施方法等

事業実施の組織体制



(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- ・実施可能で妥当な作業進行スケジュールで業務を実施すること。
- ・効率的、効果的な作業進行スケジュールで業務を実施すること。
- ・他機関との連携も含め適切な作業分担により執行体制が構築されていること。
- ・効率的・効果的な人員配置・協力体制が構築されているか。

(注記事項)

6 業務内容の変遷

パリ協定達成に向けた企業のサプライチェーン全体での削減取組推進事業 業務内容事項	平成27年度 1.15億円	平成28年度 0.34億円	平成29年度 1.5億円	平成30年度 1.1億円	令和元年度 (平成31年度) 1.1+0.5=1.6億円	令和2年度	(参考)平成31年度契約のうち”令和2年度と共通する業務の費用※1
SBTやRE100等の基礎的な説明資料の更新	×	×	○	○	○	○	750万円
SC排出量の算定・管理に関するPR資料の作成・配布	×	×	×	○	○	×	
WEBサイト GVCプラットフォームの更新	○	○	○	○	○	○	750万円
SCに関するセミナーの開催	○(4回)	○(2回)	○(4回)	×	×	○(2回)	説明会1回開催あたり約100万円～150万円
脱炭素経営に関するフォーラムの開催	×	×	×	○(1回)	○(1回)	○(1回)	フォーラム開催1回あたり約800万円
CDPとの共催イベントに係る事務手続き	×	○(1回)	○(2回)	○(2回)	○(2回)	○(1回)	
他機関開催イベントでの講演	×	×	○(4回)	×	×	×	-
ネットワークの立ち上げ・運営	×	×	×	○	○	○	約1400万円
合同勉強会の開催	×	×	×	○(3回)	○(3回)	○(3回)	
国内外への発信	×	×	×	○	×	×	
海外へのヒアリング調査業務(SC・SBT)	○	×	○	×	×	×	-
SBT、SCの目標設定支援	○(40社)	×	○(59社)	○(31社)	○(20社)	×	支援1件当たり約100万円
下流製品のCO2排出削減貢献製品の製造企業認定に係る検討会、調査	×	×	×	○	×	×	約500万円
中小企業版SBT・RE100のプラットフォーム設立、運営	×	×	×	×	○	×	
中小企業版SBT・RE100の目標設定支援	×	×	×	○(5社)	○(15社)	20社	支援1件当たり約80万～100万円
環境省RE100	×	×	×	×	○	○	約500万円～600万円
削減貢献量評価手法の確立	○	○	○	×	×	×	-
サプライチェーンに関する算定問い合わせ窓口の設置	×	○	○	×	×	○	800万円程度を想定
サプライチェーンに削減取り組みに関する効果実証モデル事業	×	×	×	×	×	×	-
サプライチェーン排出量の削減推進方策検討会・原単位WG	○	○	○	×	×	×	-
サプライチェーン排出量算定ガイドラインの改定/排出原単位調査	○	○	○	○	○	○	約1000万円
排出量算定支援ツール	○（参考書、業種別事例集、Q&A作成）	○（軽微な更新のみ）	○（軽微な更新のみ）	○（軽微な更新のみ）	○(軽微な変更のみ)	○(軽微な変更のみ)	
公的機関のサプライチェーン排出量の算定方法の調査	×	×	○	○	○	○	約1500万円
環境省の組織・施設ごとの毎月の実施状況の整理・分析	×	×	×	○	○	○	
環境省実施計画の実施状況に関するアニュアルレポート	×	×	×	○	○	○	

※平成31年度業務の費用を参考として示したものであり、令和2年度業務を網羅的に示したものでなく、予定価格等を示したものではありません。

令和2年度業務内容の詳細は、仕様書をご確認いただきますようお願いいたします。

赤：脱炭素経営に係る普及啓発及び中小企業等の中長期排出削減目標設定等委託業務 関連事業
青：サプライチェーン排出量等の算定基盤整備事業等委託業務 関連事業
灰：令和2年度で実施予定なし